

亀岡商工会議所「見舞金・補助金制度」規約

(目的)

第1条 本規約は、「かめまる共済」の一部をなす見舞金・補助金（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員で、「かめまる共済」に加入する者（以下、「加入者」という）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「かめまる共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「かめまる共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が見舞金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定および改廃は、専務理事の決議により行う。

附 則 1 この規約は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 2 この規約は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（1月1日～12月末日）を入院基準期間とし、基準期間中に2回以上入院した場合は、1回目を対象とし、2回目以降は5日以上入院であっても見舞金対象外とする。（異なる病気の入院も対象外とする。）

	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から2年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 検査入院、通常出産による入院

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

但し、1年間（1月1日～12月末日）を通院基準期間とし、1日目より年間5日間を限度として1口当たり1,000円を支給致します。（例 2口加入で10日間 不慮の事故を直接の原因としてケガで通院された場合、事故通院見舞金10,000円が支給されます。）

	1口	2口	3口	4口	5口
	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から2年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 健康診断補助金

商工会議所主催の健康診断を受診された場合、加入口数に応じて補助金が支給されます。

	1口	2口	3口	4口	5口
	一律 1,000円	一律 2,000円	一律 3,000円	一律 4,000円	一律 5,000円

別表 2

■ 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 事故通院見舞金の請求手続

加入者が災害通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

- ・ 商工会議所は病気入院見舞金・事故通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・ 商工会議所は各見舞金・補助金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。